

【独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 二〇二〇年度十月期学位授与申請】

氏名 菅野 拓

専攻の分野 学士（法学）

学修成果の論題 「臨沢県晋簡の争訟に現れた可罰性についての一考察」（後掲）

小論文試験日時 二〇二〇年十二月一日（大阪） 九十分間 受験番号五〇二三

審査結果 合格

学位記番号 第五六四八七号（二〇二一年二月一九日）

〔小論文試験の問題1〕

あなたは学修成果の中で、中国法制史における律と令の関係について論じていますが、それは本論のテーマとどのような関係があるのですか。説明してください。

↓この設問には参った。自分でも中途半端なことを中途半端に書いていると思っていた点を、ずばりと突かれた。「泰始律令に至って初めて刑罰規定の律と非刑罰規定の令が明確に分離した」という教科書的知識を記す程度に止めていれば良かったのだが、肝腎の泰始律令が散佚して伝わらない今、本当に刑罰規定と非刑罰規定が明確に分離したのか私には疑問なのである。その理由のひとつに、北魏から隋に至る北朝律令と、西晋から陳に至る南朝律令が全く別のものであり、南朝律令は停滞して南朝の滅亡とともに消滅したという石岡浩ほか編『史料からみる中国法史』法律文化社二〇一二年の指摘がある。日本史の律令時代という時代区分でお馴染みの律令格式（刑罰規定・行政規定・補足修正規定・細則）という法の存在形式は、北朝のものを継受した法制で南朝由来のものではないのである。もうひとつは、本論に登場する臨沢県晋簡では「如律令」という当時の慣用句と思われる語を以て刑罰権を行使しているが、北朝の法制の延長である『唐律疏議』では「兩相毆傷論如律」などのように単に「如律」であって「令」の字はない。その辺りの問題意識を、未整理のまま学修成果に反映させた結果、学位審査委員からの問いとなった。必死になって、上述のような説明を解答用紙に書き込んで辛うじて及第となった。

〔小論文試験の問題2〕

あなたが臨沢県晋簡の争訟に現れた可罰性を誣告だと考えた理由を、先行説に触れた上で述べてください。

↓これは自分で書いた学修成果の要旨を復元するだけだが、時間内に書き切るのは案外難しい。そして、私の場合は四点補足すべきことがあった。①ひとつは、秦始律令における誣告罪の量刑である。本論十二頁に「残念ながら、秦始律令の定める量刑は不明である」と書いたが、これは正確ではない。『晋書』刑法志に「即誣告謀反者反坐（すなわち謀反を誣告する者は反坐す）」とあって、謀反の誣告に対する反座は見えているが他の誣告についての量刑は記載がないと書くのが正しい。反坐とは、告訴が発した罪と同じ罪を誣告者に問うことである。②ふたつは、本論十二頁に「臨沢県晋簡から誣告罪を読みとろうとする管見は、牽強付会と非難される仮説であることは自覚している」とした箇所について、時代は下がるが明清においては「人命事件の誣告に対しては厳格に処罰し、それ以外は必ずしも反坐に問わず、軽いものなら放逐し、重いものなら杖刑にすればいい」という李漁（一六一一〜一六八〇）の『資治新書』の記事があることを、五味知子『『誣姦』の意味するもの 明清時代の判牘・官箴書の記述から』東洋史研究七〇巻四号二〇一二年で知ったことである。③みつつは、不応為条の問題もきちんと触れるべきであった。唐律などに雑律として「してはならないことをした者を罰する」とあるもので、これに本件の可罰性に見出そうとすることも可能のようであるが（秦始律令にも「雑律」があったとされる）、しかし訴訟を起こすこと自体を不応為条に当てはめて罰しようとすることは手続的正義の保障（俗っぽく言えば民衆の不満のガス抜き）そのものの否定であり、支配の正統性の確保の面から肯んじがたい。

以上の三点は小論文試験の答案になんとか書き込んだが、もうひとつの鞭杖の問題は時間的に触れる余裕がなかった。本論六頁の「杖よりも軽いとされる笞」という記載がそれで、学修成果執筆時には私は鞭杖という刑を杖刑と混同していた。恥ずかしい思い違いである。ただ、先の『史料からみる中国法史』では四十五頁に「梁以前には主刑としての打撃刑は見あたりません」としているのに対し、臨沢県晋簡では付加刑ではない主刑としての打撃刑（鞭杖）が登場している。鞭杖という刑の実態については、私の中では未整理になっただけで宿題である。

右のような小論文試験を経て、学士（法学）の学位が授与された。

以下は、学修成果の要旨と全文である。

専攻分野の名称	法学	専攻の区分	法学
---------	----	-------	----

テーマ名 臨沢県晋簡の争訟に現れた可罰性についての一考察

氏名 菅野 拓

二〇一〇年六月から八月にかけて甘肅省張掖市臨沢県の黄家湾灘墓群（北緯三九度、東經一〇〇度付近）で発見された木簡二十七点には、西晋の建興元年（三一三年）の紀年とともに当時の土地の所有を巡る争訟の経緯が記されていた。それは当時の民衆の生活を知る貴重な史料であるとともに、失われた秦始律令下の西晋の法制を知る上でも刮目すべきものである。拙稿は、それが秦始律令の基礎史料たり得るか否かとともに、簡牘に描かれた争訟が原告被告双方への鞭杖百五十という刑罰権の行使で終わっていることに対して、何に可罰性があったのかを考察しようとしたものである。前者については既に先行研究で明らかにされていることに加え、出土地を支配していた地方政権である前涼（三〇一～三七六）が西晋の忠実なる藩屏であったことを以て答えとした。後者については、中国における律令の歴史が秦漢から西晋へと受け継がれる中で、実は早くからそこに訴訟社会が誕生していたことを挙げ、長々と訴訟を起こして官を煩わせたといった理由での可罰性は成り立ちがたいことを論じた。訴訟社会の定義は様々だが、中国では早くから土地の取引が行われ、生じた紛争の解決手段として身近に訴訟があったという意味で用いる。この訴訟社会の誕生は支配する側からの「無冤社会」の実現という理念（悪く言えば建前）に基づいており、近代の清朝にまで連なっている。現実には支配者たちも訴訟の多発に手を焼いていたが、制度としての訴訟は維持されてきた。ただし、それは民刑混沌の語で現されるように、財貨の返還を求めて訴えた者が逆に刑罰権を行使されることもあるという運用であった。しかし、それは飽くまでも訴訟の過程で探知した事実に対して可罰性を認めるもので、訴訟を起こすこと自体を罰するというのでは訴訟制度自体の否定である。簡牘に描かれた争訟が刑罰権の行使で幕引きとなったのは、原告被告双方が郷村社会を基盤とした長老の調停に従わずに国家の法（官法）を求めて訴訟を続行しようとしたことが本音にあったとしても、判決の建前は誣告にあったのではないかというのが管見である。訴訟社会の語は否定的に用いられることが多いが、身近に手続的な正義が用意されているという点は重要であり、その制度自体を否定するが如き判決は支配者にとって自殺行為であろう。

専攻の区分	専攻分野の名称
法学	法学

テーマ名

臨沢県晋簡の争訟に現れた可罰性についての一考察

氏名

菅野

拓

目次

一	ふたつの疑問	1
二	前涼という国家	1
三	泰始律令とは何か	3
四	臨沢県晋簡の争訟	5
五	可罰性は何処に	8
六	誣告という罪	10
七	むすび	12
	【補足資料】	13
	脚注	13 17

一 ふたつの疑問

龍谷大学大宮学舎で二〇一五年九月五日に開催された三国志学会第十回大会での柿沼陽平の研究報告「曹魏と西晋の土地と税制 臨沢県黄家湾村出土晋簡等よりみた民衆社会」*1は、二〇一〇年に墓中から出土した西晋末期の文字資料（簡牘）に記された土地の所有をめぐる争訟を通して、当時の無名の民同士のつながりを見ようとするもので、かねてから日本における書写材料としての簡牘に関心を持っていた私には興味深い内容だった*2。ただし、この柿沼報告（以下、「柿沼報告」と言うときは上記の龍谷大学での報告を指す）を聴く中でふたつの疑問が脹らんできた。ひとつは、簡牘が発見された場所が西晋代（二六五～三一六）には涼州と呼ばれた辺境の地であること*3。もうひとつは、簡牘の内容をなす土地の所有をめぐる争訟の帰結である。前者は、当時の涼州に果たして西晋の統治が機能していたのかということであり、後者は、民事訴訟のように見える土地の所有を争ったはずの事件が原告被告*4双方への刑罰権の行使で終わっていることである。

本稿は前者に触れた上で、後者の可罰性の問題に管見を述べようとするものである。考察の対象とする簡牘（以下、「臨沢県晋簡」という）については、本稿一三頁に補足資料（以下、「補足資料」という）として柿沼による原文および校訂、書き下し文、日本語訳が収録された論文のURLを付した*5。本稿で「補足資料一三八頁」等と言うときは、このURL上の論文の頁数を指す。

二 前涼という国家

まず法域の問題を検討する。臨沢県晋簡には建興元年という紀年があり、これが西晋最後の年号であって三一三年に当たることは異論がない。ここで、法域に関しての問題がふたつ見出せる。ひとつは臨沢県晋簡に記された当時の土地所有の状況が西晋の占田制・課田制として知られる制度と食い違っており、西晋の法制を否定をしているのではないかという問題である。もうひとつは臨沢県のある涼州は、五胡十六国時代（三〇四～四三九）には前涼という独立国家が存在し、その滅亡が三七六年であることに争いはないとして、その建国については西晋が存続中の三〇一年とする説もあって、西晋の統治に服していたのか否かという問題があるからである*6。前者は柿沼報告の中で詳細に検討されている。要点は、『晋書』食貨志によると男子は占田七十畝の規定があり、先行研究の殆どがこれ

を私有地の上限を定めたものと解している*7。しかるに臨沢県晋簡には、これを超える田地の所有が明確に記録されている。これは西晋の制度との関係で如何に解されるべきか。

そもそも西晋の占田制・課田制については、史料の欠落に起因してその実態については膨大な学説が唱えられていて未だに定説を見ない。『晋書』食貨志の該当部分は、「又制戸調之式。丁男之戸、歲絹三匹、絲三斤、女及次丁男為戸半輸。其諸辺郡或三分之一、遠者三分之一。夷人輸貢布、戸一匹、遠者或一丈。」と税制を言った後に、続いて「男子一人占田七十畝、女子三十畝。其外丁男課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半之、女則不課。」

*8と出てきて、ここだけでは意味が取れない*9。早くから臨沢県晋簡に関する論文を発表した楊国誉*10は、私有地の状況が『晋書』食貨志と齟齬をきたしているとした上で、西晋の土地制度が非実効的であった可能性に言及するが、柿沼報告は史料欠落の現状にあつて且つ『晋書』食貨志が西晋滅亡（三一六）から三百年以上を経て編纂された史料で精度に劣る中で、今はより多くの出土史料の蓄積を俟って土地制度を含む西晋の法制の再現を試みるべきであり、拙速に西晋の法制度の実効性を否定すべきではないとする。寧ろ臨沢県晋簡が示した土地所有の状況を当時の民衆社会を知る史料として受け止め、ひとまず占田・課田の問題とは分けて考えようというのが柿沼の選んだ態度である。妥当であろう。

もうひとつの前涼という独立国家の問題は、昨年九月に板橋暁子「『周縁』からみた東晋の正統性」前涼における西晋愍帝年号『建興』奉用について*11という論文に接したことで私の中では解決を見た。前涼（三〇一～三七六）は、早くからの事実上の独立政権で九代の君主を数える。後に太祖を追贈されることになる初代の張軌（二五五～三一四）は三〇一年に西晋から涼州刺史に任じられた際には或る程度の兵力を持って赴任したらしく、涼州の平定に成功する。当時は八王の乱（二九一～三〇六）の最中であつて国内は荒廃し、涼州は鮮卑族の攻撃を受けていたが、張軌は「斬首万余級、遂威著西州」*12とこれを撃破する。その結果、「天下方乱、避難之国唯涼土耳。張涼州德量不恒、殆其人乎」*13と彼の名声は上がった。ここに五胡十六国の一国としての前涼が成立する（ただし五胡*14ではなく漢人政権である）。前涼は代々の君主が涼州刺史の官号を世襲する形で政権が継続し、王位を称して明確に独立を標榜した期間は短く、その大半を西晋および東晋の臣下として自らを位置づけたと言われる。しかし、東晋の臣下として実に奇妙な行動を前涼政権は取った。建興五年（三一七）に長安にあつた西晋の朝廷が前趙（三〇四～三二九）に滅ぼされ、これを受けて江左に東晋が成立してその新年号が制定された後も、前涼は建興という西晋の年号を奉用し続けるのである。それは建興四十九年にまで及ぶ。

先の板橋論文の骨子は、次のとおりだ。①前涼は成立当初から危機に瀕した西晋政権を支援する立場を取り、長安で即位した愍帝（在位三一三～三一六）の残存政権に対しても援兵を出して勤王の態度を貫いた。②前涼は愍帝処刑後の三一七年の建康における東晋の成立に際してはこれを勸進する使者を送ったが、その使者が建康に到着する前に司馬睿が即位してしまい、前涼は東晋の正統性を承認する機会から疎外される結果となった。③加えて前涼は一貫して洛陽の晋朝の興復を理念とし、東晋が表向きのスローガンとは裏腹に江左に偏安して北伐に消極的であることを強く非難していた。④つまり前涼の建興年号奉用は、勸進を待たずに自立し、しかも北伐を履行することなく保身のみを図る東晋政権に対して、これを批判して西晋最後の愍帝期の秩序を顕示することにあつた。⑤かくして前涼にとって、東晋は絶対的な存在ではなく江南の地方政権として相対化されるものとなるが、建興年号が立てられた愍帝期は前涼が長安防衛で奮戦した時期であり（東晋の元帝として即位することになる司馬睿は当時琅邪王であつたが長安を救援しなかつた）、自らこそが西晋の正当な藩屏であることの証明として前涼の建興年号奉用が続くのである、と。

これを以てこれを見るに、前涼の治世において特に臨沢県晋簡の舞台となつた愍帝期は臨沢県は西晋の法域内にあつたことは間違いない。

三 泰始律令とは何か

次に、西晋の律令である泰始律令について触れておく。「泰始四（二六八）年西晋の武帝が公布した泰始律令は、中国法制史上画期的な意義を持つという。泰始律令の成立によって、刑罰法規としての律と行政法規としての令が、明確に分岐したのである」*15というのが教科書的な理解となつている。しかし、その肝心の律令本体は散佚して伝わらないのだ。晋代の法制史料は断片的にしかなら残つておらず、逆に前代の秦漢法制史料等から類推する他ないのが現状である*16。更に刑罰法規としての律と行政法規としての令という両者の性質についても、泰始律令について述べた『晋書』刑法志に「其余未宜除者、若軍事、田農、賈酒、未得皆從人心。權設其法、太平当除、故不入律、悉以為令。施行制度、以此設教、違令有罪則入律」とある。「令に違いて罪あれば則ち律に入る」とは、令に規定されたことの違反は律が適用されて罰せられる「違令罪」があつたと解されているが*17、泰始律令は散佚して想像の域を出ない。これを「軍事、田農、酒の売買などに関する規定は、将来には除去すべきものとして仮に令に入れてありました。令はまだ本格的な基本法

典ではなかったのです^{*18}と解説するのは、律と令の関係を混乱させるだけのように映る。秦始律令の立法過程については『晋書』刑法志に記載がある。要は、曹魏（二二〇～二六五）は秦漢の旧律を受け継いできたが、それは魏の文侯（在位前四四五～前三九六年）から始まったもので、この旧律で既に行われなくなっているものを曹魏は改めた。更に晋の文王（在位二六四～二六五、西晋武帝の父で曹魏の相国である）のときに、前代の律令が本文も注も煩雑であることから法律の改定が始まり、これは西晋の武帝（在位二六六～二九〇）の泰始三年（二六七）に事業が終わった^{*19}。「凡律令、合二千九百二十六条、十二万六千三百言、六十卷、故事三十卷」である。ここでも分かるように、波線のとおり「旧律」「律令」「法律」と『晋書』刑法志は用語が一定していない。

さらに『隋書』経籍志によると、「漢時、蕭何定律令、張蒼制章程、叔孫通定儀法、条流派別、制度漸広。晋初、甲令已下、至九百余卷、晋武帝命車騎將軍賈充、博引群儒、刪采其要、増律十篇。其余不足経遠者為法令、施行制度為令、品式章程者為故事、各還付其官府」とあり、甲令^{*20}以下を添削して律十篇を増したと読めて律と令の関係がはっきりしない。富谷至によると律令の定義は未だに統一見解を見ないが大きく分けて、「律」基本法（正法）、令^{||}単行・追加法、「律」^{||}刑罰法規、令^{||}非刑罰・行政法規」の二つの方向性を示唆しているという^{*21}。

『隋書』経籍志には「晋令四十卷」とあるので、先の『晋書』刑法志にいう六十卷とは律二十卷、令四十卷からなる見られる^{*22}。しかし、『晋書』刑法志はあくまでも刑罰ないし行刑の変遷に関する記述に終始している。その末尾に「咸康之世、庾冰好為糾察、近於繁細。後益矯違、復存寛縦、疎密自由、律令無用矣」とあって、東晋成帝の咸康年号（三三五～三四二）期に権勢を振るった庾冰（二九六～三四四）が刑罰権の行使を恣意的に行い、律令が用いられなくなったと書かれているように、律令とは刑罰のことなのか。

こうした律令の語の解釈の混乱について、広瀬薫雄はひとつの整理を試みている^{*23}。すなわち、これまでの法制史研究における律令の位置づけは、朝代史から脱却して法の存在形式（法源）により時代区分を行った滋賀秀三説^{*24}に強く影響されている。秦漢は無法典時代あるいは律令以前、曹魏は律典時代、晋・南朝時代は律典・令典時代、北朝・隋唐時代は律典・令典・格・式時代と名付けるものである。その業績は大としても、その中心は隋唐の律令を基準点として真正な律令とは何を考えようとするものであり、その結果「秦漢時代の律令だけ後の時代の律令とまったく異質なものとして位置づけられてしまう」と^{*25}。広瀬に言わせると、このように隋唐の律令に偏して法制史を見る目は日本史の「律令

制」という概念に引きずられたもので、律令制という語は隋唐の律令を継受した国家体制という意味で日本史の用語でしかないのに、いつしか隋唐こそが完成した律令国家であるという前提に中国法制史家も浸かってしまっている。「しかし中国では、秦漢時代から明代まで（元は例外として）、律と令は法源であり続けた」^{*26}。秦漢において「令とは詔のことであり、律とは令によって定められる規定である」^{*27}、「(秦漢の) 律文の中に『不従令』、『犯令』という語が見えるのは、律がもともと令の一部分であったことを示す何よりの証拠である」^{*28}、「ところが晋においては、律に『違令』罪が規定されていることによって令が強制力を有している。：秦始律令においてはじめて律Ⅱ刑罰・令Ⅱ非刑罰という分類が成立した。それによって律と令の立場が完全に逆転したのである。」^{*29}としている。

四 臨沢県晋簡の争訟

ここで臨沢県晋簡の紹介に入る。この簡牘については発掘調査を行った南京師範大学文博系による正式な発掘調査は未だ公刊されておらず、中国の研究者による数本の専論があることと簡牘の大半が甘肅省博物館に展示されていること^{*30}、中でも張榮強によるモノクロでの木簡二十七点の写真版^{*31}の公開がなされたことに基づいてわが国では研究が進められている。それらの資料によると、臨沢県晋簡は二〇一〇年六月から八月にかけて甘肅省張掖市臨沢県の黄家湾灘墓群（北緯三九度、東経一〇〇度付近、海拔一四七三メートル）で発見された。同墓群の二十三号墓から出土した木簡二十七点がそれである。各木簡の長さは二十七センチから二十九センチ前後、幅は一・七センチから二・九センチ、上端及び下端から九センチほどのところに編繩痕があり、総字数は九〇〇字余りである。簡牘は、一般に文書は竹簡に検（荷札）は木簡に記すという使い分けがされているが、竹が採れないような地域では木簡に文書が記されているという^{*32}。竹の分布は北緯四〇度から南緯四二度付近とされ^{*33}、柿沼報告によると張掖市は農地・砂漠・草原・湿地・沼地が混在する地域であり竹林は望めないのかも知れない。

臨沢県晋簡は編繩痕からも分かるように、本来は編綴されていたものである。出土状態はバラバラであり、且つ発見された場所も二十三号墓を構成するⅠ号からⅢ号の三つの棺のどれかの棺蓋にあったと言う者と、Ⅲ号棺の中の男性遺体（Ⅰ号棺及びⅡ号棺の中は女性遺体）の右肩部にあったと言う者があって明確ではない^{*34}。ひとつ確実なのは、同じく土地の所有争いの訴訟記録として知られる、二〇〇四年に湖南省長沙市の東牌楼七号古井

から出土した東漢期の一〇〇一号木牘が県廷の公文書であった^{*35}のに対し、臨沢県晋簡は文書の性格がはつきりしないということである（余談だが、この一〇〇一号木牘は木簡であるが故に長沙市文物考古研究所の二〇〇六年の発掘報告書では「封検」に分類されている^{*36}。こちらは長さ二三センチ、幅八・四センチの一枚板と言わなければならない形状の単独簡である）。

従って、補足資料一三八頁以下の臨沢県晋簡の釈文は研究者たちが二十七枚の木簡を排列した結果であり、それが原状であるのか且つ盗掘等による脱簡がないのか考慮の余地がある。排列については補足資料一三八頁にあるとおり「A B C D E F」に対して「C D E B A F」の排列が提案されており、柿沼報告は前者を取るが「本訴訟の審理過程では、原告の孫香による陳述（県に呼び出され確認をうけたときのものか?）、被告の孫發と孫金龍2名による陳述、臨沢県令の指示の命、それを受けた宗長の孫丞が具申した本件に対する意見、戸曹掾史の王匡と董恵による判決案、県の裁可（この部分はほとんど残っており、不分明というべきか）からなっていたと思われる^{*37}と時系列で解して後者を取る町田隆吉の立場を管見は支持する。通常の民事訴訟^{*38}の記録のあり方から推して、こう解するのが妥当ではないか思うからである。

臨沢県晋簡が記すところの紛争は、孫香が原告となり孫發と孫金龍の両名を被告として土地の侵奪を訴えたもので、これに孫金龍は積極的には応訴せず孫香と孫發の二者間の争いへと収斂し、最終的には補足資料一六九頁に「香・發の兄弟は不和にして、還りて相誣言し、分の理に従わず、官に詣りて紛云し、長訟を興し、官法を請求す。諾を事つるを請う」とあるとおり、訴に対する反訴のごとく双方が同時に原告であり被告となった訴訟合戦の観を呈する。この文章に続く争訟の結末が両当事者に対する「香・發を罰すること鞭杖各々百五十とす」という刑罰権の行使となったことは、現代日本の民事訴訟が「嘘のつきあい」と揶揄されることを知る者には驚愕に値する。しかも、『漢書』刑法志に「加答与重罪無異、幸而不死、不可為人。其定律、答五百曰三百、答三百曰二百」^{*39}とあるように、杖よりも軽いとされる答^{*40}ですら死に至ることがあり誰もが恐怖する結末である。

争訟は祖母の土地の分割を巡って、孫香が自らのものであるべき土地を孫發と孫金龍の両名が「侵奪した」と主張して始まったようだ。今でいう遺産分割事件である。冒頭に来るCの孫香の陳述には紀年がなく、十二月四日の日付のみである。故に補足資料のように紀年のあるAを冒頭にする排列^{*41}が提案されるが、この紀年なしは脱簡を疑うか或いは臨沢県晋簡の不明な来歴に由来する問題かと思料する。そのCの孫香の主張に対して、Dの紀年なしの十二月四日付けで被告の孫發が反論し、続くEの紀年なしの十二月七日付けで

は同じく被告の孫金龍が、自分は何も知らないので従叔である宗長の孫丞に事実関係を確認してほしいと述べた。Bの建興元年十二月十一日付けではこれらを受けた臨沢県令が、孫丞に対して十二月十五日を期日として事実関係を調べて報告するよう命じている。

こうして、続く建興元年十二月十五日付けのAでは孫丞による調査とともに土地の帰属についての解決案が提示されている。この補足資料一三八頁の下段四行目の積文には疑問がある。「今為平（評）決」と読んで「ただいま「わたくし孫丞は」評決をいたしました」と解しているが、龍谷大学での柿沼報告の配布資料（以下、「龍谷大学レジュメ」という）^{*42}では「今為平史」と読んで「ただいま、「孫丞は」仲裁役となりました」と解していた^{*43}。ここは補足資料一三八頁で楊国誉と魯家亮もしているように、平史で良いのではないか。と言うのは後述するように中国訴訟社会史の中で、争いごとを郷村の里長、耆老、老人などと呼ばれる長老による調停で解決させようとする考え方が歴代の権力者に強かったからだ。「実際に訴訟が取り上げられ裁判になつてからも、統治者はこれらを使って調解させることに努めた」^{*44}。まさに孫丞は長老として調停に臨んで解決案を示したのではないか^{*45}。その後には続く「平決已了」についても、楊と魯は「平史」と読み、了の字に見えるものは「尸（音セツ）」という字であり署名を示す記号だとしている（平史としての孫丞が署名したということである）。

県令が孫丞に命じたのは事実関係の調査であつて評決ではないのだから、事実関係を調べた上で孫丞が平史として妥当な解決案を提示したことになる。更に補足資料一三九頁Fの四行目「今為平（評）決」も、龍谷大学レジュメでは「現在、「孫丞は」仲裁役となり」^{*46}と読んでいる。臨沢県晋簡には、県令が孫丞に評決をする職権を付与した記載はなく、郷村の長老による調停での解決という慣習に立っていたと見るのが自然である。

そして、日付のないFは戸曹掾史の王匡と董恵の県令に対する上申書のように、孫香・孫発が孫丞の解決案に不服であり、「帰つてからも互いに罵りあい、「それぞれ相手の」言い訳に従わず、役所に赴いて入り乱れて自らの見解を述べ、長期の訴訟をおこし、官の法を請求」^{*47}していることに対して、前述のとおり鞭杖刑が科せられることになるのである。そして、その処断はBで臨沢県令が「須得断決、如律令」（補足資料一三八頁下段左から六行目）と言っているとおり、泰始律令でなされたものと考えられる。しかし、この臨沢県晋簡の訴訟期日は十二月四日から十二月十五日の短期間に集中していて、現代の民事訴訟の日程を考えると早すぎる観があり、断簡がないとするのならこの臨沢県晋簡は誰かが作成した争訟のエッセンスなのだろう。これだけの期日では凡そ長訟とは言えまい。

五 可罰性は何処に

臨沢県晋簡に描かれた事件につき、一体何処に孫香と孫発の可罰性が認められるのか。

この点に触れているのが「本訴訟によって県廷を騒がせ煩わせたことを理由に原告の孫香と被告のひとり孫発の両名はそれぞれ鞭杖百五十の刑罰が加えられることになった」^{*48}という町田の見解である。これが前述のごとく「須得断決、如律令」で為された刑罰権の行使の理由だとするのなら、泰始律令には「訴訟によって県廷を騒がせ煩わせた」罪というものがあったのだろうか。『唐六典』によると泰始律令の律は二十篇からなり、刑名・法例・盗・賊・詐欺・請賄・告劾・捕・繫訊・断獄・雜・戸・擅興・毀亡・衛宮・水火・厩・関市・違制・諸侯の篇次で並んでいたというが^{*49}、長訟を興す罪といったものが何れかに規定されていたのだろうか。

また本件の可罰性に関して、補足資料一三八頁Aの九行目「請曹理遣（譴）」に対して補足資料一六九頁では「曹「戸曹」におかれましては、法によって訴えを裁き、「孫香と孫発？」を「譴責してくださいさるようお願い申し上げます」との現代語訳を当てて、孫丞が県廷に刑罰権の行使を求めたと解せるようにもしているが、漢文訓詁調では「曹の理遣を請う」となって今の法廷用語で「しかるべく」と言う程度のことではないのか^{*50}。

固より泰始律令の完本が土中より出現しない限り確かめる術はないが、状況証拠として長訟を興す罪というのは大いに疑問である。柿沼報告で再三強調されているとおり「孫香は元郡吏、孫丞は司馬^{*51}で、一族から地方官吏を輩出する家柄だった。また孫香はいわゆる従属階級とは異なり、一定の発言可能性を持った識字者層で、地方政府を担う側の人間だった」「晋は親族間の揉め事を仲裁しうる上位権力で、実際に笞刑^{チャ}に処せられた孫香もその存在を『痛感』したはずであるが、他の局面においては、孫香にとっての晋は必ずしも暴力的・専制的存在ではなかったようである」^{*52}。つまり孫香は郡の司法や行政を全く知らない素人ではなく、訴訟手続についても熟知していた。臨沢県晋簡の内容から、孫香と孫発がやろうとしていたのが和解案を拒否して訴訟を続行しようとしたものなのか、一旦なされた裁判に対しての上訴なのか判然としないが（県廷が舞台であるから前者か）、上訴制度については遅くとも隋代の史料には登場しており^{*53}、当時の社会で上訴という考え方が排斥されていたとは考えられない。とにかく孫香と孫発は鞭杖が待っているなどとは露程も思わず、手続的正義に則って事を進めようとしていたものと解され、そのこと自体が長訟を興したとして可罰性を帯びるのなら訴訟制度自体が成り立たなくなる。

ここで中国史における訴訟制度について触れておく。上訴制度が隋代には遅くとも成立していたと書いたように、中国は古代から訴訟社会であった^{*54}。このことは今世紀に入っても、中国史研究者の間ですら常識化していないという^{*55}。現に割りと新しい中国法制史の教科書ですら「すべての裁判は刑事裁判であり、民事裁判は存在しなかったのです。前近代中国の国家権力は、民事的な権利である私権に関心を持ちませんでした。：裁判の目的は、統治のための規範に対する違反者に、刑罰権を行使することにあります」と書いている^{*56}。『論語』顔淵編に「子曰、聴訟吾猶人也、必也使無訟乎」^{*57}の無訟社会が固定観念化しているようだが、これは孔子がいた春秋時代から中国が訴訟社会であったことの証左とも言える。東漢（二五〇～二二〇）の後半に生きた王符の『潜夫論』は時局批判の書であり、全三十六篇のうち「愛日」「断訟」の二篇を割いて社会問題としての訴訟を論じている。生没年不明の王符の『潜夫論』は一〇一年から一五二年の間の成立と推定され、臨沢県晋簡に先立つこと百五十年から二百年である。そこに書かれたのは「郡県の役人が傲慢な対応で民を苦しめ、訴訟を長期化させている」「末端の吏の不正によって訴訟が長期化」し、「上は三公から下は県道郷亭ならびに従事督郵の有典の司^{*58}に至るまで、農桑を捨てて訴訟に出向いたり、審問に呼び出されたりするために、日に十万人が仕事の手を止める。当事者一人に送飯者二人で、一日に三〇万人が本業を離れるが、かれらを中農として計算すれば、そのために二〇〇万人が飢えることになる」という社会実態である^{*59}。

訴訟社会の定義をどうするかは難しいが、中国においてはすでに西漢代（前二〇六～後八）には盛んに土地の売買が行われており、そこから生じた紛争の解決に訴訟という手段が身近にあったという意味でこの語を使用する^{*60}。そこに土地の所有権という概念の有無は別にして、とにかく土地が売買され争訟が起きたのである。そして東漢代では訴訟の受理は県の下の郷、更に郷の下の亭で多く受理されていた。「後漢ではおおよそ、一県に三郷余りが置かれ、一郷にはまた三亭から四亭が置かれていたから、郷村に住む人々にとつて訴訟を受け付けてくれる所轄部署は手近にあった」^{*61}。こうした実態は趙宋（九六〇～一二七九）に至って「健訟」^{*62}の語を生むことになるが、清の雍正帝（在位一七二二～一七三五）に至っては訴訟は受理すべしの建前に反して、官の負担を理由に受理しなくてもよいという露骨な本音が現れた雍正四（一七二六）年七月の上諭まで残している^{*63}。

古代から清（一六四四～一九一二）に続く訴訟制度の建前は、無冤の理念に基づく。天下に冤（不当な扱い）を受けたとする民がいる以上、公正な裁きを下すことによってこれを解消し、民の冤の矛先が増幅して自らに向くことを未然に回避しようとする支配者の考

え方である。これは、『漢書』于定国伝に「天下無冤民」が賞賛すべき治世であると出てくるとおりだ*64。ただ、そこには官の負担を嫌って訴訟を受理したくないという本音も働き、早くから前述のように長老による調停を利用したり、極端な例では雍正帝の上諭まで登場する。しかし、長老による調停は訴訟制度の否定というよりも紛争の解決に郷村における自治を利用しようとしたもので、大きくは国家の訴訟制度の一環に組み込まれていたと言つてよい。そこにある建前は飽くまでも「天下無冤民」の実現であつて、その手段の保障としての訴訟制度であるのだから、長訟を興すこと自体にそのまま可罰性を認めるといふ行き方は成り立ちがたい。可罰性は、訴訟で探知した事実に向けられるはずだ。

六 誣告という罪

このように見てくると、臨沢県晋簡の争訟に現れた名目上の可罰性（本心は長訟を咎めたくてもそれは不可なので）は、誣告ではないかと思われてくる。「誣」の語は臨沢県晋簡に、①「C辞誣祖母」、②「D今香横見誣言」、③「D欲死誣生」、④「F誣冒」、⑤「F還相誣言」と五つ現れる。柿沼報告は①③④⑤を「謗る」と日本語訳し、②を「あることないことを言う」と訳している*65。大漢和辞典を引くと「しひる」の訓が筆頭に挙がり、「ないことをあるようにする」「ないがしろにする」「まげる」等の字義が示され、誣告もこの訓の箇所に入っている。五つとも「しひる」の訓が含まむ字義で良いのではないか。

今の日本の法体系に身を置く者は、誣告と聞くと刑法一七二条の虚偽告訴罪「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する」を想起し、虚偽の申告とは「自己の確信に反すること」*66となる。これについて「睡虎地秦簡」*67に見るように、秦代の誣告は少し幅が広い。例えば、百十銭を盗んだと人を告発したが、取り調べたところ盗んだのは百銭であつた事件で、告発者は何の罪になるかという問いが載っている。そして、その増額が故意であつた場合は何の罪になるかとも。「故意であれば誣告罪、故意でなければ『告不審』とされている」と解説*68されるとおり、どちらも可罰性ありとするのが「睡虎地秦簡」なのである。この誣告については、高齢者の犯罪を憐れんで誣告と人を殺傷する以外は不可罰とする元康四年（前六二）の詔が『漢書』刑法志に出ていて*69、漢代では重罪であつたことが窺える。

現行日本法にあつては、被告訴人が松一本を盗伐したことに対して被害者が杉四十七石・松二十五石という過大な被害を主張して告訴した事案につき、被告訴人が原告となつて

取り調べの際に受けた精神的苦痛を理由に告訴人に損害賠償を求めた裁判で、告訴人が「一本であっても盗伐は盗伐で告訴は問題ない」と主張したのを、最判一九六三年一月二二日はこれを軽率な告訴として不法行為責任を認定している^{*70}。これは民事上の不法行為責任を一定の要件で認めることで告訴権の濫用を防ごうとする立場だが、刑法の通説は犯罪の成否に影響を及ぼさない部分で事実を誇張したに過ぎない場合は不可罰としている^{*71}。

一方、泰始律令に繋がる法体系でもある戦国秦では自己の被害額を超えての申告は可罰性があった。では、臨沢県晋簡の争訟でこれがどのように関わってくるのか。それを論ずるに当たり、そもそも古代の中国法制における民事訴訟と刑事訴訟という分け方に触れなければならぬ。「争罪を獄と曰い、争財を訟と曰う」と『周礼』地官大司徒の鄭玄（二七〇二〇〇）の注にあるとおり^{*72}、罪を争う裁判と財産を争う裁判という区別が鄭玄の生きた東漢代には既にあつた。だが、そこにあるのは近代法概念ではなくアンソニー・フルスウェ^{*73}が「これは民事訴訟なのだろうか刑事訴訟なのだろうか」「我々の社会であれば民事訴訟と見なされるような案件であつても、不可避的に刑事の領域に引き込まれる^{*74}と指摘するような世界なのである。フルスウェが指摘したのは「侯粟君冊書」と呼ばれる東漢初めの事件で、財貨の返済を求めた裁判において被告には返済の義務はないという判断だけでなく、原告の側に器物の使用に関して可罰性ありとされたことを指している^{*75}。

これは『漢書』刑法志で「至孝武即位：条定法令、作見知故縦監臨部主之法、緩深故之罪、急縦出之誅」（孝武の即位するに至り：法令を条定して見知故縦・監臨部主の法を作り、深故の罪を緩くして縦出の誅を急にす）とあり、「見知故縦」は犯罪を知って見逃す罪、「監臨部主」は部下が罪を犯したとき監督者も連座する罪、「緩深故之罪」とは故意に人を罪に陥れた役人がいても寛刑に処すること、「急縦出之誅」は役人が罪人を不当に減免したときの処罰を厳しくすること^{*76}とされる。要するに役人が争財の裁判で探知した犯罪事実は、争罪の手続へと向かうことが義務づけられていたのである。このような争財と争罪の関係は「民刑混沌」と表現されて、中華民国成立によって民刑分離を見るのだが^{*77}、泰始律令下でも民刑混沌にあつたことを示すのが臨沢県晋簡の争訟の展開なのである。

実は、本稿六頁に引いた一〇〇一号木牘はやはり親族間の相続がらみの争訟だが、土地を強奪されたという被害者の主訴が始まっていて、督盜賊という県官が手続に関わっていることから争罪が前面に出ている。その結末は和解で終了するという臨沢県晋簡とは逆の結果であるものの^{*78}、民刑混沌の手続であることには変わらない。現に臨沢県晋簡のCには「侵奪」という孫香の言葉も見えていて、督盜賊の官が関与した一〇〇一号木牘と同

じ構造で訴訟が起こされているのである。つまり民刑混沌の手續において土地の侵奪被害を訴えたのであるから、それが過大な被害申告とされれば訴訟に及んだ孫香の行為は初めから誣告となる虞を含んでいたことになる。しかし、長老の孫丞による仲裁（調停）が入り、宗長である孫丞から解決案が示される中で、孫香と孫発はこれを不服としてそれぞれ自らが望む土地所有を認めるよう官法を敢えて請求したのは、このような相続に纏わる親族間の土地所有の揉め事での誣告罪適用を予想し得なかったからではないのか。

補足資料一三九頁に従って記すと、「如丞所断、為了。香發兄弟不和、還相誣言、不従分理、詣官紛云、興長訟、請求官法、請事諾。罰香發鞭杖各百五十」とあり、郷村社会の自治に従わず、孫香と孫発は飽くまで官法すなわち国家の法による解決を求めた。その訴求の内容を、お互いに誣告しあつて財産分割の道理に合わないことを言い、百錢盗まれた者が百十錢盗まれたと相手を訴えるが如く、自己の取り分を超えて求め或いは自己の取り分にあらざることを侵奪の被害として両者は訴訟していると県官たちは理屈づけた。初め孫発は訴えられた立場にあつたが、訴訟追行の過程では孫発も実質的に「孫香が自分の土地を奪おうとしている」と主張する誣人となつた。頻出する「誣」字が語る所である。

なお、誣告罪の量刑は「睡虎地秦簡」では罰金か肉刑なしの労役刑に止まるようにも読めるが、西漢の呂后二年（前一八六）の所謂「二年律令」^{*79}では、「誣告のときは告発した罪と同じ罪を誣告者に問い、告不審のときは一等減じた罪に問う。この原則は秦律でも同じであつた可能性が高い」^{*80}。残念ながら、秦始律令の定める量刑は不明である。

七 むすび

臨沢県晋簡から誣告罪を読みとろうとする管見は、牽強付会と非難される仮説であることは自覚している。しかし、その非難は原判決の筋の悪さに拠るものだと思う。訴訟社会にあつて郷村の長老による調停を拒み国家の法（官法）による裁判を求めることは、手続的正義として保障されなければならない。にも拘わらず長訟を興したことを罰したと先行説が解したように、そこに見えるのは訴訟手続の強制的遮断という本音なのである。

訴訟社会の語は否定的に語られることが多いが、「天下無冤民」の理念の下で民衆に裁判所の門戸を開放することは手続的正義の保障という統治の方法として首肯できる。それが場合によっては命に関わる刑罰が科せられる結果を招くとしたら、一体誰が裁判所の門を叩くか。東漢代の『潜夫論』に見えるように、現実には弊害を産みつつも紛争の解決に訴

訟という手段が身近にあったのが中国の歴史であり、孫香も孫発もごくごく普通に振る舞っただけなのだ。臨沢県晋簡の争訟の帰結は実際は前述の雍正帝の上諭に似た禁じ手であるが、形式的ではあっても誣告という可罰性を用意することで、飽くまでも手続的正義の延長にそれがあるのだという法的構成を取ろうとしたと私には映るのだ。建前の維持である。この筋の悪さは、愍帝政権が風前の灯火となった情勢不安に起因するものだろうか。

本稿作成によつて、中国訴訟社会史の一端に触れ歴史の進歩とは何かを改めて考える機会を得た。訴訟制度という手続的正義の保障を大義名分（建前あるいは綺麗事）としつつ訴訟乱発を押さえ込もうとする支配層内部のせめぎ合いは、支配の正統性に関わる重要な問題である。臨沢県晋簡との邂逅は、私には衝撃であった。当方の不躱なメールにも快く応答された柿沼陽平氏への、心からの謝辞で拙論を結びたい。二〇二〇年九月一八日。

【補足資料】

ここには本来は注5に挙げた柿沼陽平の論文から、本稿で史料批判の対象とした臨沢県晋簡の原文および校訂、書き下し文、日本語訳に関する部分（一三八頁～一四〇頁、一六七頁から一七二頁の計9頁分）を抜粋して複写添付する予定であった。しかし、それは出典を明記したとしても出版者の著作権（論文著作者とともに出版者にも著作権はある）を侵害する虞があり、結果的に出版者の承諾が取れなかったため論文著作者の手で同論文がアップされているURLの記載を以て替えることとした。学位審査会専門委員各位においては、左のURLのクリックによつて同論文へのアクセスをお願いしたい。

「甘肅省張掖市臨澤県黄家湾灘墓出土晋簡」(『中国出土資料研究』第二〇号、二〇一六年七月、一三五頁から一七五頁) <http://yohey0806.sun.maecserver.jp/data/shizhao201607.pdf>

*1 当日配布された報告資料は、加筆訂正の上で『歴史民俗研究第十三輯受賞論文・第十四回櫻井徳太郎賞受賞作文集』板橋区教育委員会二〇一六年に所収。ただし本稿で示すように、両者は積文に関して幾つかの相違がある。本来は補足資料として公刊されていない当日配布の報告資料（レジュメ）も付すべきだが種々の制約がそれを許さない。

*2 拙稿「日本における書写材料についての一考察」、古田武彦責任編集『なかつた真実の歴史学』第六号ミネルヴァ書房二〇〇九年所収。

*3 『魏志』徐邈伝に、曹魏の明帝の言葉として「涼州絶遠、南接蜀寇」とある。なお、本稿で引用する二十四史は全て北京の中華書局による点校本である。

*4 原告被告という現行の日本法を借りた表現は適当ではないが、便宜使用する。

*5 柿沼陽平「甘肅省張掖省市臨澤縣黄家灣灘墓出土晉簡譯註」、中国出土資料学会『中国出土資料研究 第二十号』二〇一六年所収。

*6 三崎良章『五胡十六国』東方選書二〇一二年は、三〇一年説に立つ（七十五頁）。

*7 西嶋定生訳注『晋書食貨志』東洋文庫二〇〇七年の一七七頁は『占田』の二字については諸種の解釈があるが、ここでは本来各戸が占有していた土地を官に申告してその所有を認められた土地という意に解しておく」と。

*8 私のワープロソフトにない史料の漢字は意味を損なわない範囲で他の字に書き換えている。以下、同じ。

*9 注7の西嶋書一七六頁は「本文の以下の文は後段をも含めて戸調式の名で総称されることが多いが、以下の文に示されている占田・課田の規定…のすべてが戸調式なる名称の法に含まれていたかどうかは明らかではない」と。

*10 柿沼報告には、楊国誉のほかにも賈小軍、趙莉、周銀霞、湯惠生、羅将、魯家亮の臨澤県晋簡の先行研究者を挙げる。その主なものは注5の柿沼論文で紹介されている。

*11 『東洋史研究』第七十八巻第二号二〇一九年九月に所収。

*12 『晋書』巻八十六張軌伝。ただし『魏書』巻九十九の私署涼州牧張寔伝では、「桓帝西略也、軌遣使貢其方物」と張軌が鮮卑に膝を屈した格好になっている。張寔は張軌の子で前涼の二代君主。

*13 『晋書』巻八十六張軌伝。

*14 五胡は匈奴・鮮卑・羯・氏・羌の異民族をさすが、これが差別的呼称であるとして改めて「晋・十六国時代」等の言い換えがある。この種の歴史的用語に対して東夷の私は目下のところ寛容を旨としている。

*15 増田修「倭国の律令 筑紫君磐井と日出処天子の国の法律制度」、市民の古代研究会編『市民の古代 第十四集』新泉社一九九二年に所収。

*16 このことは柿沼陽平から教示を受けたが、例えば滋賀秀三編『中国法制史基本資料の研究』東京大学出版会一九九三年も、漢代と唐代の間は七野敏光「九朝律考および漢唐間正史刑法志」のように概括的な扱いになっていて史料欠落を示唆している。

- *17 内田智雄編『訳注中国歴代刑法志』創文社一九六四年の一二四頁は、ここを「唐律から類推すると、おそらく違令の罪が律の中に規定されていたのであろう」と。
- *18 石岡浩ほか編『史料からみる中国法史』法律文化社二〇一二年一八頁
- *19 波線部は原文のままの用語である。
- *20 甲令とは、皇帝の命令としての単行令に分類のために十干による符号がついたものと言われる。令甲とも書かれる。以下、令乙令丙と続く。注17の内田書九六頁。
- *21 富谷至「秦始律令への道 第一部 秦漢の律と令」、京都大学人文科学研究所『東方学報』七十二冊二〇〇〇年所収。
- *22 注21の富谷論文。
- *23 廣瀬薫雄『秦漢律令研究』汲古書院二〇一〇年
- *24 滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』創文社二〇〇三年
- *25 注23の広瀬書二四頁。これに関して、例えば「中国の国家制定法は、秦漢以来律を中心として発達した。西晋（三世紀末）に至って、令が基本法典として形を整え、律令併存の時代がはじまった」とする主張がある（注17『中国法制史基本資料の研究』所収の八重津洋平「故唐律疏議」）。
- *26 注23の広瀬書三五頁。
- *27 注23の広瀬書二八頁。
- *28 注23の広瀬書一七〇頁。
- *29 注23の広瀬書一七一頁。
- *30 注5の柿沼論文。
- *31 町田隆吉「甘肅・臨沢出土の西晋簡をめぐって」、伊藤ほか編『後漢・魏晋簡牘の世界』汲古書院二〇二〇年刊所収。
- *32 富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代』岩波書店二〇〇三年。
- *33 内村悦三『タケの大研究』PHP研究所二〇一九年。
- *34 注31の町田論文二〇七頁。
- *35 榑山明「後漢後半期の訴訟と社会―長沙東牌楼出土一〇〇一号木牘を中心に」、夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会二〇一一年の第二章。
- *36 注35の榑山論文。封検とは荷札であり、木簡なら荷札であるという先入観からか。
- *37 町田隆吉「甘肅・臨沢出土の西晋簡と孫氏一族 臨沢出土西晋簡研究（一）」一三九頁、『桜美林論考 人文研究』第七号二〇一六年所収。

- *38 臨澤県晋簡についての先行研究にも民事訴訟の語が当然の如く出てくることがあるが、法体系が異なるものに対して安易にこの用語を使うのは問題で便宜的な使用である。
- *39 注23の広瀬書の一五三頁。死なないように法定の笞の数を減らしたという話である。
- *40 『隋書』刑法志に「高祖既受周禪、開皇元年乃詔」として、重いものから死刑・流刑・徒刑・杖刑・笞刑の刑名を定めた。杖の方が笞よりも重罰である。
- *41 Aを冒頭にする排列が成り立ちがたいことは、注32の町田論文で検討されている。
- *42 注1参照。
- *43 注1の刊行資料では訂正して「平決」と釈文しているが、龍谷大学レジュメ五頁では「平史」としている。
- *44 夫馬進「中国訴訟社会史概論」九頁、注35『中国訴訟社会史の研究』の第一章。
- *45 ただし、そこに今の仲裁契約同様の確定判決と同一の効力があるかどうかは不明。日本の現行法では調停と仲裁契約は区別されるが、本稿では日常会話の用法に従う。
- *46 龍谷大学レジュメ六頁。
- *47 龍谷大学レジュメ六頁。
- *48 注31の町田論文二一八頁。他の先行研究にあっても同旨であることを、柿沼陽平からメールで教示を受けた。
- *49 注21の富谷論文。引用の漢字はワープロソフトの関係で一部別字で表記した。
- *50 理遣の意味が不明であるが、龍谷大学レジュメ一六頁では譴責とは解さず「曹（戸曹掾史。つまり役所の担当部署）のお役人様におかれましては、この案件を処理したうえで、文書をご返信くださるようお願い申し上げます」と現代語訳している。
- *51 この司馬がいかなる地位なのか不明。『呉志』孫堅伝に「堅以郡司馬募召精勇、得千余人」と東漢末の郡司馬が登場するが、この募兵が郡司馬の権限なのか孫堅の資質に由来するのかわかりず、また西晋の郡司馬が東漢と同じものか否かも不明である。
- *52 注1の柿沼論文の一九頁以下。
- *53 注44夫馬論文の二二頁。
- *54 注35の『中国訴訟社会史の研究』。
- *55 例えば中国法制史の大家である仁井田陞の遺稿集『中国の法と社会と歴史』岩波書店一九六七年でも、訴訟社会という視点は語られていない。
- *56 注18の七一頁。
- *57 金谷治訳註『論語』岩波文庫一九六三年一六四頁は、これを訴訟をなくそうと努力す

ることと解する徂來說を紹介している。

*58 従事と督郵は官名、有典の司はそれらの部下を意味する。

*59 注35の靱山論文一四五頁。送飯者は原文「一人有事、二人獲餉」で、これは「一個人有事、就要兩個人護持、送飯」と解した彭丙成『新訳潜夫論』三民書局一九九八年に従ったようだが、意味がよく分からない。同書は「獲」は「護」の誤であるとする。

*60 注44の夫馬論文三一頁。

*61 注44の夫馬論文三三頁。

*62 大澤正昭『主張する〈愚民〉たち』角川書店一九九六年は、四名の研究者による南宋代の裁判史料『清明集』の事例紹介である。健訟を訴訟マニアと訳している。

*63 注44の夫馬論文二五頁。民の訴状にはデタラメが多いと雍正帝は言い切っている。

*64 注44の夫馬論文一九頁。

*65 ここは注1の柿沼論文も龍谷大学レジュームも同じである。

*66 藤木英雄『新版刑法(全)』弘文堂一九八七年二二八頁。

*67 一九七五年に湖北省雲夢県睡虎地で出土した、戦国秦の役人の便覧であった簡牘。

*68 松崎つね子『睡虎地秦簡』明德出版社二〇〇〇年九五頁以下。告不審も罪名である。

*69 注17の内田編『中国歴代刑法志』四八頁。

*70 黒澤睦「告訴権の濫用的行使と民事不法行為責任(一)」五九頁、『法律論叢』第八四

卷第六号 明治大学二〇一二年所収。

*71 大塚仁ほか『大コンメンタール刑法第三版』青林書院二〇一四年四一五頁

*72 靱山明『中国古代訴訟制度の研究』京都大学出版会二〇〇六年一二五頁。

*73 一九一〇年〜一九九三年。ライデン大学教授の中国法制史家。

*74 注72の靱山書一五七頁。

*75 注72の靱山書一四六頁。

*76 注17の内田編『中国歴代刑法志』三六頁。

*77 黄源盛『『民刑混沌』から『民刑分離』へ』、注36『中国訴訟社会史の研究』第十二章。

*78 注35の靱山論文。

*79 一九八三年から翌年にかけて出土した「張家山漢簡」の中の五二六枚の竹簡である。

*80 注23の広瀬書二六四頁。これを反坐と呼ぶ。